

記載事項等変更届出書

総務大臣 殿(注1)

免許事項証明書交付手数料（４８０円）

☒電波法施行規則第43条第4項の規定により、定款又は理事に関し変更するので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

また、上記の届出(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。)に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(注4)

記

1 届出者(注5)

[illegible]

2 免許を受けた無線局に関する事項(注6)

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1 局
② 識別信号	J 4
③ 免許の番号	中A第 号
④ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	